

一の宮保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人実源福祉会
所 在 地	富岡市宮崎578-2
電 話 番 号	0274-63-3512
代表者氏名	理事長 瀨瀨 敬人

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	一の宮保育園
施 設 の 所 在 地	富岡市宮崎578-2
連 絡 先	電話番号 0274-63-3512 FAX 0274-63-3982
管 理 者	園長 瀨瀨 由佳
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 12人 満1歳以上満3歳未満の児童 7人 満1歳未満の児童 1人
開 設 年 月 日	昭和48年 4月 1日
事 業 所 番 号	1021051000136

3 サービスの目的・運営方針

一の宮保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	652㎡
	園庭	593㎡
園舎	構造	鉄骨造陸屋根、アルミ板 葺き2階建て
	延べ面積	604㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0, 満1歳児クラス
ほふく室	1室	2歳児クラス
保育室	2室	1室(満3歳児クラス) 1室(満4・5歳児クラス) 1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
保健室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士(一時預かり含む)	4	4		
栄養士	1	1		
園管理	1	1		
子育て担当職員	3		3	
体育教室講師	1		1	

当園では、「富岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日富岡市条例第20号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:15~17:15)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:15~17:15)
保育士	正規の勤務時間帯(8:15~17:15)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:15~17:15)
調理員	正規の勤務時間帯(8:15~17:15)

- ※ ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとします。

ただし，年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は，次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，7時から18時までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，19時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となることがあります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，8時30分から16時30分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となることがあります）。

8 提供する保育等の内容

当園は，保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117）を踏まえ，以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において，保育を提供します。

(2) 保育方針 明るい元気な子に 「伝えよう命の尊さ奉仕と友情」

特色内容 五感を使い様々な遊びを通して、知力・体力・気力を
みにつける。

(3) 送迎 園外保育時

園バスによる送迎を実施することもあります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

一時預かり

地域子育て支援拠点事業

延長保育事業

乳児保育

放課後児童学童保育

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（令和元年10月の保育料無償化に伴い就学前、3年間は保育利用料が無料となります。）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科，外科

医療機関の名称	たけべ医院
医 院 長 名	竹部兼太郎
所 在 地	富岡市一ノ宮1635
電 話 番 号	0274-67-5500

(2) 歯科

医療機関の名称	もぎ歯科クリニック
医 院 長 名	茂木忠泰
所 在 地	富岡市一ノ宮 1 3 4 6 - 1
電 話 番 号	0 2 7 4 - 6 4 - 5 1 3 1

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：	保護者記入欄
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士，小林千登世 ・ご利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 0274-63-3512 ファクス 0274-63-3982 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	茂木清美	電話番号 0274-62-2335 元民生児童委員
第三者委員	今井あい子	電話番号 0274-63-1032 元民生児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他，カーテンの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月 1 回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	県保協、福祉損害保険、
保険の内容	死亡保険、障害保険

※詳しくは，傷害保険、共済制度の、約款に準ずる。

年度初めに、AIU、あいおいニッセイ同和損保 2 社のご案内を配布させていただいています。（就学時までのお守りとして加入される方もいます。）

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：一の宮保育園
説明者職名：園長 額額由佳

私は、本書面に基づいて一の宮保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
主食に係る費用	3歳以上児の主食代として	月額 800円
副食費	3歳以上児の副食代として	月額 4,500円 (免除対象外の者)
個人用教材費	個人の教材 (月刊本代等)	各クラスに使用用品金額
親子遠足費用	旅行	行き先による金額

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては、現在検討中。

※数回に限り、利用者負担免除。継続して利用する場合は、集金袋を配布します。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

一の宮保育園

園長 瀬瀬由佳 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別表1 延長保育料

延長保育利用時間	料金
16:31～18:30 まで	徴収なし（保育短時間認定利用者のみ）
18:31～19:00 まで	徴収なし

※ 継続して、利用の場合のみ集金袋を配布します。

別表2 保育に必要な経費

項目	料金	支払いを求める理由
おやつ代（16:31～18:30） まで保育を行う方対象）	徴収なし	
主食代 （お米・パン・パスタ類） 3歳以上児対象	月額 800 円	給食時に、主食を提供する為
副食費 3歳以上児対象	月額 4,500 円	免除対象外の者